

令和元年 藤枝市議会 11月定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

令和元年 12月 19日

[本 会 議]

建設経済環境委員会に付託されました、
議案 9 件の審査の経過と結果について、

主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第 7 4 号議案

「令和元年度藤枝市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、
本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

「歳出の 7 款 1 項 2 目商工振興費中、
商店街キャッシュレス推進事業の

現状と今後について伺う。」という質疑があり、

これに対して「消費者向けセミナーを開催するための
費用として計上している。

主にキャッシュレスに不慣れな高齢者向けの講座を
地区交流センターで 4 回開催し、54 名の参加者があった。
好評であったので、引き続き様々な場所で開催するとともに、
要望のある高齢者団体には出張講座も実施していく。」という
答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり
可決すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案

「藤枝市簡易水道事業を藤枝市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例」について申し上げます。

「水道料金や統合について、説明会の中で住民の理解が得られたか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「簡易水道事業から水道事業への統合をしていく中で、一部地域だけ簡易水道事業として残すことはできないことは理解できるため、

統合はやむを得ないという意見があった。

統合することで現在の料金よりは高くなるが、

今後は市で計画的に修繕を実施していくため、

将来も安心して使用し続けてもらえることを説明し、

理解していただけたと認識している。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 8 2 号議案

「藤枝市水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例」

及び、第 8 3 号議案

「藤枝市下水道条例の一部を改正する条例」

以上 2 件について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 8 4 号議案 「藤枝市下水道事業の

地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例」
について申し上げます。

初めに「今後も一般会計からの繰り入れを行うのか。

また、企業会計にするメリットを伺う。」という質疑があり、

これに対し、「いままで同様、一般会計からの繰り入れを
行っていく。また、財務諸表を作成することで、
膨大な固定資産の把握ができることに加え、
独立採算制になるため、効率的な運営を図ることが
できることがメリットである。」

という答弁がありました。

次に、「公共下水道整備計画の進捗状況について伺う。」
という質疑があり、

「小石川町、本町、田中地区の整備を進めていく。
整備計画の残りは数パーセントであり、
新規は、平島団地を接続する計画以外は考えていない。」
という答弁がありました。

続いて討論に入り、

「公営企業にしなければならないという、その意味が
不明確である。あえて公営企業にしなければ比較や検証が
できない問題ではないと思う。

これまで何とか市民負担の単価を維持してきて、
起債残高を減らしたことは評価するが、
国に言われたこととはいえ、民営化の布石のような
公営企業化に現段階では賛成できない。」
という討論がありました。

次に、「県内初の取り組みである消化ガス売却事業などに
より継続的な収入確保を図るなど、積極的に経営改善に
努めている姿勢は評価できる。

総務大臣から公営企業会計の適用の推進についての通知に基づき、全国の自治体において令和2年度までの移行に取り組んでおり、藤枝市としても当然準拠すべきである。

引き続き下水道料金の確保などの経営努力を行うとともに、計画的な施設整備を行うことを要望して賛成する。」

という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案

「藤枝市部設置条例の一部を改正する条例」

について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第87号議案 「藤枝市瀬戸谷温泉施設の

指定管理者の指定について」申し上げます。

「市は指定管理者を非公募としたが、組織体制については、どのような考えなのか。また、今後指定管理者とどのように関わっていくのか。」

という質疑があり、

これに対し、「指定管理者である株式会社ふるさと瀬戸谷から、提出された申請書では、令和2年度からの新たな支配人の配置、

代表取締役の交代等が明記されており、株主、取締役会においてもその方向で意見はまとまっている。市としては、取締役会などの場で施設の運営や経営について、助言をしており、今後も積極的に関わっていく。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第88号議案

「陶芸センターの指定管理者の指定について」

及び、第89号議案

「藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について」

以上2件について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。